

医療職の魅力！情報発信事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、医療職の魅力！情報発信事業業務委託の委託契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 事業名

医療職の魅力！情報発信事業業務委託

(2) 事業目的および事業内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

3 予定価格

9,689,000円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

次のいずれかの種目が希望営業種目の第1位、第2位、第3位のいずれかに登録されていること

- ・大分類「役務」中分類「映像・音声情報製作」
- ・大分類「役務」中分類「広告」

なお、新たに公募型プロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-4314

- (5) 過去5年以内（平成30年度～令和4年度）に、本委託業務と同種または類似の

業務実績（完了したものに限り）を有すること。

5 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

6 プロポーザルに関する質問および回答

(1) 質問提出期限

令和5年（2023年）7月5日（水）午後5時00分必着

(2) 質問方法

質問票（様式第1号）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、「11 提出先・問合せ先」に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

電子メールで提出する際、標題には「【プロポーザル質問：事業者名〇〇】」と記載すること。

(3) 回答方法

期間中に提出された全ての質問をまとめて、令和5年（2023年）7月10日（月）を目途に滋賀県のホームページ

(URL:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/332098.html>)にて公開する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年（2023年）7月18日（火）午後5時00分必着

(2) 提出先・提出方法

「11 提出先・問合せ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とする。

(3) 提出書類の種類・様式

ア 企画提案書等提出書（様式第2号） 正1部

イ 企画提案書 7部（正1部 副6部）

（ア）企画提案書の様式および枚数は任意とするが、用紙はA4判（縦書き・横書きは不問。できる限り両面印刷）とし、言語は日本語とする。

（イ）企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。

（ウ）企画提案書の正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、

代表者印を押印すること。副本6部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

(エ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「医療職の魅力！情報発信事業業務委託仕様書」に記載している主旨やねらいを踏まえるとともに、当業務の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

①業務提案：

業務の趣旨を十分に理解し、業務の目的を達成するための提案について記載すること。

②業務実績：

過去5年以内（平成30年度～令和4年度）に実施した、本委託業務と同種または類似の業務実績の概要がわかる契約書の写し等の書類を提出すること。

③業務実施体制：

本業務を適切に実施できる体制・人員配置について記載すること。

④業務実施スケジュール

⑤見積価格：

業務着手から報告書提出まで全てに要する経費とその内訳金額を明記すること。消費税及び地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

⑥その他：

本業務の効果を高めるための提案者の独自の工夫や取組・取材対象の病院や施設等との円滑なコミュニケーションに対する工夫について提案がある場合は簡潔に明記すること。

ウ 社会政策推進関係資料(登録や認定を受けているなどの場合) 各1部

(ア)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証(県発行)の写し

(イ)次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

(ウ)高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

(エ)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

(オ)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、障害者を雇用している旨の申立書

(カ)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、認証通知の写し

(キ) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、証明書の写し、認証や登録証の写し

- ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
- ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

8 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書およびプレゼンテーションをもとに、担当部署が設置するプロポーザル審査会（委員 4 名）によって審査する。

(2) プレゼンテーション

日時：令和 5 年（2023 年）7 月 25 日（火）

場所：環びわ湖大学・地域コンソーシアム内のセミナー室

時間は企画提案者ごとに 25 分（説明 15 分、質疑 10 分）を予定し、詳細な時刻は企画提案者に別途通知する。

(3) 審査基準

審査においては、以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第 2 の 1 に掲げる次の各号に該当する場合は、項目ごとにそれぞれ 1 点ずつを各委員の審査点数に加算する。

【評価項目および評価点（審査員 1 名あたりの評価点）】

番号	評価項目	評価の着眼点	評価点
1	企画内容	遂行にあたっての基本的な方針や考え方が整理されており、企画内容が県の意図する主旨や目標と合致しているか。	20
2		訴求力・表現力が優れているか。固有の技能やアイデアを上手く活用しているか。	20
3		企画内容が優れているか。動画視聴者がコンセプトを理解しやすい内容か。	20
4		類似業務の実績	10
5	実施体制、スケジュール	適切に遂行できる能力・体制の確保やスケジュールが検討されているか	13

6	経費見積もりの妥当性	<p>予定価格に対する提案価格の割合により5段階評価とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・80%未満 . . . 10点 ・80%以上 85%未満 . . . 8点 ・85%以上 90%未満 . . . 6点 ・90%以上 95%未満 . . . 4点 ・95%以上 . . . 2点 	10
小計			93
7	社会政策推進面①	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること	1
8	社会政策推進面②	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	1
9	社会政策推進面③	高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること	1
10	社会政策推進面④	障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること	1
12	社会政策推進面⑤	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること	1
12	社会政策推進面⑥	<p>環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 	1
13	県内に本社を有する事業所かどうか		1
小計			7
合計			100

(4) 契約予定者の決定

上記審査において、見積価格が予定価格の範囲内で、総合点が最も高かった者を当該事業の契約締結交渉の相手方として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

なお、最高得点が複数あった場合は、最も見積価格が低い者を契約予定者として選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

(6) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その結果、委託者と契約予定者との間で具体的な事業内容および契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結する。

(7) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行う場合がある。

(8) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から5日以内に書面（任意の様式）により「11 提出先・問合せ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

9 留意事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に明らかに実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他注意事項

- (1) プロポーザル参加にかかる報酬はなく、参加にかかる経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) 提出された書類の加除、訂正、差し替えは認めない。
- (4) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県の財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。
- (5) 採用した場合でも、過程において協議のうえ、その内容を変更することがある。

11 提出先・問合せ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部医療政策課 医療人材確保係（担当：太田、徳谷）

TEL：077-528-3613 FAX：077-528-4859

E-mail：ef0001@pref.shiga.lg.jp